

# 整骨院・接骨院で健康保険証が 使える範囲をご存知ですか？

健康保険証を使って施術が受けられるのは、外傷性が明らかな打撲・捻挫・挫傷（肉離れ）、骨折、脱臼（骨折および脱臼については、緊急の場合を除き医師の同意が必要）、骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているものとなっています。

しかしながら実際には、健康保険証が使えない慢性的な痛みで保険証を使用していたり、施術日を水増しして請求する不当・不正請求が発生しています。そのため健康保険組合では、施術を受けられている従業員やご家族の方に、施術内容に関する照会状をお送りすることがあります。この回答で、実際の請求と施術内容が異なっていたり、日数や金額が違っていたりすることがわかる大切な照会ですので、必ず、ご本人がご自身でご回答ください。



## ご本人の申し出により発覚した不当・不正請求事例

- 腰痛椎間板ヘルニアでかかったにも関わらず、腰椎捻挫で請求されていた。
- 実際に施術を受けた日より多くの日にちで請求されていた。
- 健康保険を使用しているのに、1回につき500円などの定額を支払っていたり、回数券を購入していた。  
（健康保険の使用範囲内であれば、かかった施術料の自己負担割合は3割または2割です。  
（また、負傷部位数や治療経過によって金額は変更しますので、毎回一定金額の支払いではありません）
- ケガではないので健康保険を使用できないことを伝えているにも関わらず、保険証を使えば安くなりますと保険証の使用を何度も勧められた。
- ケガで施術を受けに行ったが、鍼も一緒に受けると治りが早くなりますと勧められ、近くの医療機関に同意書をもらいにいくように言われた（鍼で健康保険が使用できるのは、慢性疾患のみです）。

上記は、実際に当健康保険組合であった不当・不正請求事例です。ご自身が施術を受ける痛みは、負傷原因がはっきりしている外傷性のケガであるかを確認しましょう。

また、長期に渡り、整骨院・接骨院での施術を受けられている方が見受けられますが、日常的に、長期に渡って外傷性のケガをし続けること（常に体のどこかを捻挫や打撲している状態）は考え難く、その痛みが慢性的な痛みになっていたり、別の病気が原因になっていることも考えられます。そのような方に関しては、健康保険組合より、整形外科受診のお願い、または直接お話をお伺いすることがありますので、ご協力をお願いいたします。



## 整骨院・接骨院で施術を受ける際に気をつけること



- 負傷原因をきっちり伝える（いつ、どこで、どのようになったのか）。
- 申請書に署名をする際は、負傷原因、負傷名、施術部位、回数等を確認する（白紙の用紙に署名しない）。
- 必ず、領収書をもらい保管しておく。

みなさまに納めていただいた保険料を使用しています。  
ルールを守り、正しく整骨院・接骨院を利用しましょう！